



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



政府統計

令和6年3月26日

【照会先】

政策統括官付参事官付行政報告統計室

室長 前原 正男

衛生統計第二係

(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 7512)

(直通番号) 03 (3595) 2919

令和4年度地域保健・健康増進事業報告の概況

目次

	頁
I 地域保健・健康増進事業報告の概要	1
II 結果の概要	2
地域保健編	
1 母子保健（こども家庭庁所管）	2
2 健康増進	5
3 歯科保健	5
4 精神保健福祉	6
5 エイズ	7
6 予防接種	8
7 職員の配置状況	9
健康増進編	
1 健康診査	11
2 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診	12
3 健康教育	13
4 健康相談	13
5 訪問指導	14
6 がん検診	15
7 肝炎ウイルス検診	17
III 統計表	18
IV 用語の解説	24

令和4年度地域保健・健康増進事業報告の結果は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。

URL (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/32-19.html>)

I 地域保健・健康増進事業報告の概要

1 報告の目的

地域保健・健康増進事業報告は、地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

全国の保健所及び市区町村

3 報告の種類

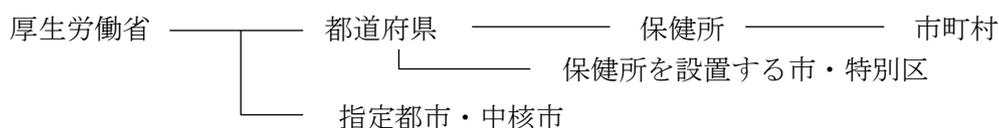
年度報（134表）とする。

4 主な報告事項

- (1) 地域保健事業（地域保健法、母子保健法、予防接種法 等）
母子保健、健康増進、歯科保健、精神保健福祉、職員の配置状況 等
- (2) 健康増進事業（健康増進法第17条第1項及び第19条の2）
健康診査、訪問指導、がん検診 等

5 報告の方法及び系統

- (1) 都道府県知事、指定都市及び中核市の長は、所定の報告事項について定められた期限までに、オンラインにより厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）に報告する。
- (2) 報告の系統は次のとおりである。



6 利用上の注意

- (1) 地域保健・健康増進事業報告の事業の実施主体は、地域保健事業は「保健所」「市区町村」であり、健康増進事業は「市区町村」である。
- (2) 本概況において、「政令市」とは保健所を設置する市、「特別区」とは東京都区部である。
- (3) 本概況の人口10万対の値の算出に用いた人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和5年1月1日現在）」による。
- (4) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目があり得ない場合	・

- (5) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

II 結果の概要

地域保健編

1 母子保健（こども家庭庁所管）

(1) 妊娠届出の状況

令和4年度に市区町村へ妊娠の届出をした者は790,417人で、妊娠週（月）数別にみると、「満11週以内（第3月以内）」に届出をした者が746,355人（構成割合94.4%）と最も多くなっている（表1、統計表1）。

表1 妊娠週（月）数別妊娠届出者数の年次推移

（単位：人）

		平成30年度 (2018)	構成割合 (%)	令和元年度 ('19)	構成割合 (%)	2年度 ('20)	構成割合 (%)	3年度 ('21)	構成割合 (%)	4年度 ('22)	構成割合 (%)
総 数		933 586	100.0	914 183	100.0	867 510	100.0	831 824	100.0	790 417	100.0
妊 娠 週 （ 月 ） 数	満11週以内 (第3月以内)	871 297	93.3	854 568	93.5	820 361	94.6	788 671	94.8	746 355	94.4
	満12～19週 (第4～5月)	47 181	5.1	45 318	5.0	36 429	4.2	33 737	4.1	34 061	4.3
	満20～27週 (第6～7月)	6 843	0.7	6 482	0.7	4 952	0.6	4 469	0.5	4 632	0.6
	満28週～分娩まで (第8月～分娩まで)	3 833	0.4	3 769	0.4	3 038	0.4	2 612	0.3	2 580	0.3
	分娩後	1 987	0.2	1 940	0.2	1 422	0.2	1 185	0.1	1 571	0.2
	不 詳	2 445	0.3	2 106	0.2	1 308	0.2	1 150	0.1	1 218	0.2

(2) 妊産婦の健康診査の実施状況

令和4年度に市区町村が実施した妊産婦の一般健康診査の受診実人員は、「妊婦」1,001,298人、「産婦」529,819人となっている（表2）。

表2 妊産婦の健康診査の年次推移

（単位：人）

		平成30年度 (2018)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)
妊 婦	一般健康診査受診実人員	1 161 408	1 145 818	1 094 937	1 058 415	1 001 298
	精密健康診査受診実人員	11 993	10 787	11 795	11 667	11 443
産 婦	一般健康診査受診実人員	335 034	413 541	455 705	502 874	529 819
	精密健康診査受診実人員	77	74	85	115	186

(3) 乳幼児の健康診査の実施状況

令和4年度に市区町村が実施した乳児の一般健康診査の受診実人員は、「3～5か月」が777,472人と最も多く、受診率は96.1%となっている(表3)。

令和4年度に市区町村が実施した幼児の一般健康診査の受診実人員は、「1歳6か月」819,139人、「3歳」875,482人となっている。受診率は、「1歳6か月」96.3%、「3歳」95.7%となっている。(表4)

表3 乳児の健康診査の年次推移

(単位:人)

			平成30年度 (2018)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)
乳 児	1～2か月	一般健康診査受診実人員	240 553	229 614	222 648	220 958	208 798
		受診率 ¹⁾ (%)	86.8	87.6	86.1	88.6	88.0
		精密健康診査受診実人員	1 172	1 239	1 245	1 247	1 196
	3～5か月	一般健康診査受診実人員	933 403	856 911	848 634	807 451	777 472
		受診率 ¹⁾ (%)	95.8	95.4	94.0	95.4	96.1
		精密健康診査受診実人員	24 753	23 726	21 863	22 915	23 241
	6～8か月	一般健康診査受診実人員	351 373	336 210	317 587	304 135	293 534
		受診率 ¹⁾ (%)	84.7	86.2	83.7	84.3	84.9
		精密健康診査受診実人員	1 387	1 431	1 294	1 305	1 363
	9～12か月	一般健康診査受診実人員	692 854	663 642	627 726	595 199	593 128
		受診率 ¹⁾ (%)	84.5	85.7	84.3	85.0	86.1
		精密健康診査受診実人員	4 729	4 857	4 065	4 219	4 367

注: 1) 受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100 (計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

表4 幼児の健康診査の年次推移

(単位:人)

			平成30年度 (2018)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)
幼 児	1) 1歳6か月	一般健康診査受診実人員	952 991	887 583	893 980	838 719	819 139
		受診率 ²⁾ (%)	96.5	95.7	95.2	95.2	96.3
		精密健康診査受診実人員	15 090	14 758	13 716	14 374	14 912
	1) 3歳	一般健康診査受診実人員	996 606	919 593	912 554	899 006	875 482
		受診率 ²⁾ (%)	95.9	94.6	94.5	94.6	95.7
		精密健康診査受診実人員	65 477	66 831	65 030	70 308	77 698
	4～6歳	一般健康診査受診実人員	44 131	45 308	42 330	40 363	41 138
		受診率 ²⁾ (%)	81.8	83.0	81.0	80.5	82.9
		精密健康診査受診実人員	1 494	2 443	2 351	2 562	2 596
	その他	一般健康診査受診実人員	56 466	50 045	41 330	43 713	43 861
		精密健康診査受診実人員	1 292	812	731	819	740

注: 1) 「1歳6か月」及び「3歳」は法定の健康診査である。

2) 受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100 (計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

(4) 妊産婦・乳幼児の保健指導・訪問指導の実施状況

令和4年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の保健指導の被指導実人員は、「妊婦」795,462人、「産婦」270,465人、「乳児」546,020人、「幼児」734,044人となっている(表5)。

令和4年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の訪問指導の被指導実人員は、「産婦」634,183人が最も多く、次いで「乳児」513,547人となっている(表6)。

表5 妊産婦・乳幼児保健指導の年次推移

(単位:人)

	被指導実人員				
	平成30年度 (2018)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)
妊 婦	859 535	870 532	837 299	813 733	795 462
産 婦	284 072	275 900	218 711	233 304	270 465
乳 児	716 731	669 481	495 149	511 400	546 020
幼 児	838 646	804 074	680 151	695 510	734 044

表6 妊産婦・乳幼児訪問指導の年次推移

(単位:人)

	被指導実人員				
	平成30年度 (2018)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)
妊 婦	39 039	38 367	36 981	34 362	35 070
産 婦	732 955	707 902	648 316	636 071	634 183
新生児 ¹⁾	223 532	210 267	185 893	185 719	170 530
未熟児	47 003	44 940	40 184	40 506	40 303
乳 児 ²⁾	592 874	565 005	532 934	513 885	513 547
幼 児	149 587	144 001	129 398	115 378	114 309

注: 1) 「新生児」は未熟児を除く。

2) 「乳児」は新生児・未熟児を除く。

2 健康増進

令和4年度に保健所及び市区町村が実施した健康増進関係事業の被指導延人員は4,559,278人で、そのうち「栄養指導」が2,837,472人と最も多く、次いで「運動指導」が959,523人となっている(表7)。

指導対象区分別にみると、「栄養指導」では「乳幼児」が1,638,521人と多く、「運動指導」では「20歳以上」が918,220人と多くなっている(表8)。

表7 健康増進関係事業の指導内容の年次推移

(単位:人)

	被指導延人員				
	平成30年度 (2018)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)
総数	7 795 924	7 213 814	3 496 273	3 681 496	4 559 278
栄養指導	4 980 038	4 567 394	2 210 957	2 379 453	2 837 472
運動指導	1 665 490	1 459 420	662 394	660 225	959 523
休養指導	110 345	121 665	73 110	79 857	89 484
禁煙指導	355 768	373 004	203 983	203 725	216 705
その他	684 283	692 331	345 829	358 236	456 094

表8 健康増進関係事業の指導対象区分別の指導内容

(単位:人)

令和4(2022)年度

	被指導延人員				
	総数	妊産婦	乳幼児	20歳未満 ¹⁾	20歳以上 ²⁾
総数	4 559 278	445 803	1 695 804	257 067	2 160 604
栄養指導	2 837 472	208 351	1 638 521	144 653	845 947
運動指導	959 523	30 605	・	10 698	918 220
休養指導	89 484	52 499	・	4 937	32 048
禁煙指導	216 705	90 164	・	52 274	74 267
その他	456 094	64 184	57 283	44 505	290 122

注: 1) 「20歳未満」は妊産婦・乳幼児を除く。

2) 「20歳以上」は妊産婦を除く。

3 歯科保健

令和4年度に保健所及び市区町村が実施した歯科健診・保健指導等の被指導等延人員は、「歯科健診」3,020,149人、「保健指導」2,599,995人、「予防処置」1,583,466人、「治療」14,761人となっている(表9)。

表9 歯科健診・保健指導等の年次推移

(単位:人)

	被指導等延人員				
	平成30年度 (2018)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)
歯科健診・保健指導 ¹⁾	4 874 539	4 593 656	3 548 523
歯科健診 ²⁾	3 008 327	3 020 149
保健指導 ²⁾	2 368 289	2 599 995
予防処置	2 127 767	1 972 785	1 143 004	1 631 441	1 583 466
治療	12 028	13 365	11 283	13 748	14 761

注: 訪問によるものを除く。

1) 令和2年度報告までは、「歯科健診」と「保健指導」の双方を同じ人に同じ日に行った場合、又は、どちらか一方を行った場合は1と計上している。

2) 令和3年度報告からは、「歯科健診」と「保健指導」を行った場合、双方に1と計上している。

4 精神保健福祉

令和4年度の保健所及び市区町村における精神保健福祉の相談等延人員は、「相談」860,120人、「デイ・ケア」41,779人、「訪問指導」273,360人、「電話相談」1,630,400人、「メール相談」24,701人となっている（表10）。

「相談」を内容別にみると、「その他」を除き、「社会復帰」が219,193人と最も多くなっている（表11）。

表10 精神保健福祉の相談等の年次推移

(単位:人)

	相談等延人員				
	平成30年度 (2018)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)
相談 ¹⁾	897 236	895 468	825 450	841 204	860 120
デイ・ケア	77 027	64 825	45 194	40 602	41 779
訪問指導	354 721	352 463	310 056	271 924	273 360
電話相談	1 578 041	1 584 729	1 696 351	1 607 410	1 630 400
メール相談	19 026	20 297	20 038	21 563	24 701

注: 1) 「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

表11 精神保健福祉の相談内容の年次推移

(単位:人)

		延人員				
		平成30年度 (2018)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)
相談 ¹⁾		897 236	895 468	825 450	841 204	860 120
内 容	老人精神保健	45 070	44 530	40 993	41 792	47 000
	社会復帰	260 962	246 144	200 120	200 997	219 193
	アルコール	35 246	34 353	31 566	29 109	28 057
	薬物	5 854	6 164	5 602	5 768	6 014
	ギャンブル	3 446	3 756	3 171	3 829	4 676
	ゲーム	...	904	1 646	2 215	1 431
	思春期	23 500	22 664	19 100	24 744	25 026
	心の健康づくり	148 885	150 036	139 851	151 870	150 192
	うつ・うつ状態	25 591	34 218	39 220
	摂食障害	3 320	2 637	2 702	3 855	2 560
	てんかん	4 692	5 112	5 417	4 919	3 881
その他	366 261	379 168	349 691	337 888	332 870	
2) (再掲)	ひきこもり	37 232	42 211	36 998	40 609	41 242
	発達障害	35 825	44 556	51 796
	自殺関連	21 167	23 803	26 070	25 118	25 129
	(再掲)自死遺族	1 435	1 384	1 474	1 699	1 844
	犯罪被害	602	707	645	475	433
	災害	1 482	1 734	1 554	489	847

注: 1) 「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

2) 「ひきこもり」～「災害」は「老人精神保健」～「その他」の再掲である。

5 エイズ

令和4年度の保健所が受けたエイズに関する相談件数は、「電話相談」30,682件、「来所相談」31,849件となっている。

保健所が実施したHIV抗体スクリーニング検査のための採血件数は56,575件、スクリーニング検査後の確認検査においてHIV抗体反応が陽性であったものは121件となっている。(表12)

表12 エイズに関する相談・検査の年次推移

(単位:件)

		平成30年度 (2018)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)
相談件数	電話相談	41 113	38 881	21 874	21 735	30 682
	来所相談	71 490	71 110	22 149	22 733	31 849
HIV抗体検査 のための 採血件数	スクリーニング検査	107 598	103 082	36 056	38 292	56 575
	確認検査 ¹⁾	535	440	193	182	191
	陽性件数	243	238	111	123	121
	陽性であった割合 ²⁾ (%)	0.23	0.23	0.31	0.32	0.21

注：1)「確認検査」とは、スクリーニング検査でHIV抗体反応が陽性・疑陽性であった者に対して行う検査である。

2)陽性であった割合＝(確認検査の陽性件数/スクリーニング検査件数)×100

6 予防接種

令和4年度に市区町村が実施した定期の予防接種の接種者数は、「インフルエンザ」が20,958,488人となっている(表13)。

表13 定期の予防接種の接種者数の年次推移

(単位:人)

			平成30年度 (2018)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン(DPT)	第1期	初回接種	第1回	545	606	107	115	81
			第2回	535	633	98	118	83
			第3回	566	655	110	107	87
		追加接種		333	248	215	262	259
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド(DT)	第1期	初回接種	第1回	15	6	3	9	5
			第2回	6	11	4	8	1
			追加接種		15	26	-	6
		第2期		848 832	852 062	914 474	821 763	779 668
不活化ポリオワクチン(IPV)	初回接種	第1回	第1回	486	85	83	99	76
			第2回	1 535	161	59	93	80
			第3回	2 775	249	89	110	87
		追加接種		11 898	1 951	660	549	526
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン ¹⁾ (DPT-IPV)	第1期	初回接種	第1回	899 624	881 417	857 069	815 570	776 640
			第2回	906 388	889 081	868 549	816 900	778 248
			第3回	911 094	894 620	877 733	816 248	776 781
		追加接種		941 384	935 162	938 948	834 142	763 052
日本脳炎ワクチン	第1期	初回接種	第1回	1 206 295	1 118 488	1 118 107	780 325	927 384
			第2回	1 198 094	1 127 566	1 145 747	782 711	893 160
			追加接種		1 199 217	1 169 482	1 091 820	502 199
		第2期		1 166 513	1 137 460	1 150 454	468 636	1 276 485
ヒブワクチン		第1回	894 959	875 258	851 081	818 613	772 619	
		第2回	896 345	863 790	872 061	812 750	774 931	
		第3回	896 866	854 881	888 312	811 687	772 250	
		第4回	914 777	866 106	939 313	816 086	782 647	
小児用肺炎球菌ワクチン		第1回	897 159	880 314	847 164	818 397	772 696	
		第2回	899 530	881 497	857 214	813 293	775 446	
		第3回	900 018	883 367	864 177	812 212	773 117	
		第4回	913 985	904 067	903 324	810 692	782 539	
ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチン ²⁾		第1回	6 810	17 297	83 735	198 474	540 681	
		第2回	5 746	13 571	61 266	182 463	476 322	
		第3回	4 184	9 701	37 556	139 014	336 762	
水痘ワクチン		第1回	932 471	906 739	893 542	811 920	790 735	
		第2回	855 983	862 389	894 875	789 291	712 490	
B型肝炎ワクチン		第1回	889 559	870 662	845 156	813 711	766 076	
		第2回	891 754	872 752	856 795	809 608	769 332	
		第3回	869 340	854 998	856 720	791 139	752 615	
ロタウイルスワクチン ³⁾	1価	第1回	.	.	269 916	531 958	506 997	
		第2回	.	.	223 309	525 541	505 785	
	5価	第1回	.	.	127 896	266 690	247 383	
		第2回	.	.	106 074	269 110	247 836	
麻しん・風しんワクチン ⁴⁾		第1期	922 446	902 057	882 689	808 778	789 902	
		第2期	956 935	973 033	968 086	951 195	904 703	
BCGワクチン ⁶⁾		総 数	898 837	879 939	872 292	807 784	777 766	
		5月未満	50 936	46 208	46 622	41 648	29 078	
		5月以上1歳未満	847 901	833 731	825 670	766 136	748 688	
インフルエンザワクチン ⁶⁾		総 数	17 087 513	18 122 888	23 677 920	20 187 753	20 958 488	
		60歳以上65歳未満	26 237	26 272	33 684	26 406	25 608	
		65歳以上	17 061 276	18 096 616	23 644 236	20 161 347	20 932 880	
成人用肺炎球菌ワクチン ⁵⁾ ⁶⁾		総 数	2 629 122	1 090 503	1 215 202	1 059 846	972 704	
		60歳以上65歳未満	3 410	3 026	3 622	2 010	1 660	
		65歳相当	635 673	589 358	634 982	573 964	484 722	
		70歳相当	812 371	185 404	215 856	151 689	134 231	
		75歳相当	548 840	112 454	111 292	119 298	142 443	
		80歳相当	297 224	82 600	110 703	94 003	86 320	
		85歳相当	193 538	60 152	73 973	60 447	61 681	
		90歳相当	99 676	37 576	44 321	39 188	41 718	
		95歳相当	32 888	14 401	17 175	16 173	16 730	
100歳相当	5 502	5 532	3 278	3 074	3 199			

注: 1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン」を使用する。

2) 「ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチン」は、令和2年度報告より「子宮頸がん予防ワクチン」から名称変更した。

3) 「ロタウイルスワクチン」は、令和2年10月1日より定期接種が開始された。

4) 「麻しん・風しんワクチン」は、「麻しん風しん混合ワクチン」、「麻しんワクチン」、「風しんワクチン」を合わせたものである。

5) 「成人用肺炎球菌ワクチン」は、令和元年度の「100歳相当」には101歳以上の者も含めて計上している。

「101歳以上」の者への定期接種は令和元年度限りの特例措置である。

6) 年齢階級別の計数が不詳の市区町村があるため、総数と年齢階級別の計が一致しない場合がある。

7 職員の配置状況

(1) 常勤職員の配置状況

令和4年度末現在の保健所及び市区町村の地域保健事業に関わる常勤職員の配置状況をみると、「保健師」28,560人が最も多く、次いで「管理栄養士」3,939人、「薬剤師」3,244人、「獣医師」2,420人となっている。

相談員、監視員等（〈再掲〉）をみると、「医療監視員」9,353人が最も多く、次いで「食品衛生監視員」5,765人、「環境衛生監視員」4,927人となっている。（表14）

表14 職種別にみた常勤職員数の年次推移

（単位：人）

各年度末現在

	令和2年度	3年度	4年度	都道府県が 設置する 保健所	政令市・ ¹⁾ 特別区	政令市・ 特別区 以外の 市町村
	(2020)	('21)	('22)			
合 計	58 918	60 998	61 798	13 998	24 860	22 940
医 師	895	898	861	401	399	61
歯科医師	121	121	128	49	55	24
獣医師	2 462	2 457	2 420	1 150	1 269	1
薬剤師	3 245	3 204	3 244	1 702	1 533	9
理学療法士	137	134	134	18	49	67
作業療法士	92	93	100	23	35	42
歯科衛生士	708	718	725	89	339	297
診療放射線技師	448	427	409	229	166	14
診療エックス線技師	3	4	1	-	-	1
臨床検査技師	683	670	677	479	192	6
衛生検査技師	38	36	31	6	25	-
管理栄養士	3 984	4 019	3 939	699	879	2 361
栄養士	325	300	411	28	47	336
公認心理師	90	119	154	2	65	87
保健師	27 298	27 979	28 560	4 084	8 870	15 606
助産師	231	272	283	14	67	202
看護師	740	805	820	89	198	533
准看護師	72	70	59	1	1	57
その他	17 346	18 672	18 842	4 935	10 671	3 236
〈再 掲〉 ²⁾						
精神保健福祉士	833	772	775	295	322	158
精神保健福祉相談員	1 169	1 150	1 069	561	492	16
栄養指導員	1 153	1 164	1 183	638	545	-
食品衛生監視員	5 633	5 761	5 765	2 862	2 903	-
環境衛生監視員	4 927	4 898	4 927	2 709	2 218	-
医療監視員	9 338	9 478	9 353	6 553	2 800	-

注：1) 「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

2) 「精神保健福祉士～医療監視員」は、「医師～その他」の再掲である。

(2) 常勤保健師の配置状況

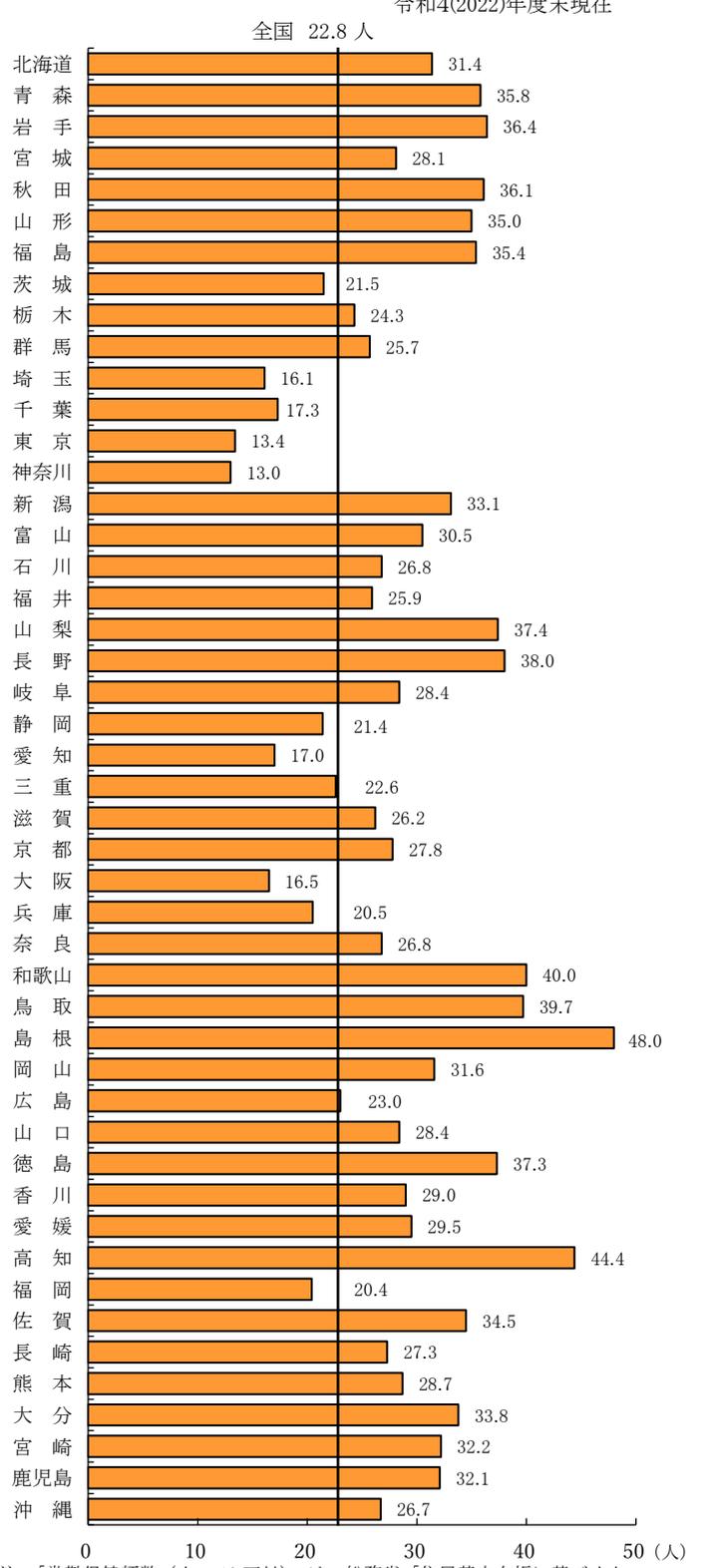
令和4年度末現在の保健所及び市区町村における常勤保健師の配置状況を人口10万人当たりで見ると、「全国」では22.8人で、都道府県別にみると、「島根県」が48.0人と最も多く、次いで「高知県」44.4人、「和歌山県」40.0人となっている（表15、図1、統計表2）。

表15 都道府県別にみた常勤保健師数

(単位:人) 令和4(2022)年度末現在

	常勤保健師数	常勤保健師数 ¹⁾ (人口10万対)		
		総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外
全 国	28 560	22.8	14.5	30.6
北 海 道	1 613	31.4	11.5	52.4
青 森	439	35.8	19.7	46.7
岩 手	433	36.4	16.3	42.7
宮 城	634	28.1	16.0	38.9
秋 田	340	36.1	17.6	44.8
山 形	365	35.0	16.2	40.7
福 島	643	35.4	20.0	50.4
茨 城	618	21.5	12.6	22.4
栃 木	469	24.3	15.8	27.4
群 馬	497	25.7	19.5	29.3
埼 玉	1 185	16.1	13.4	17.5
千 葉	1 090	17.3	12.7	19.5
東 京	1 857	13.4	12.7	15.6
神 奈 川	1 202	13.0	11.4	18.5
新 潟	717	33.1	18.6	41.2
富 山	314	30.5	22.0	36.2
石 川	299	26.8	15.4	34.3
福 井	197	25.9	14.0	32.1
山 梨	304	37.4	21.5	42.2
山 崎	777	38.0	22.0	44.8
岐 阜	563	28.4	21.1	30.3
静 岡	778	21.4	16.5	24.8
愛 知	1 280	17.0	12.5	21.8
三 重	401	22.6	11.9	24.9
滋 賀	371	26.2	15.7	29.6
京 都	695	27.8	21.4	35.7
大 阪	1 451	16.5	13.8	22.5
兵 庫	1 120	20.5	16.6	26.5
奈 良	355	26.8	11.7	32.2
和 歌 山	370	40.0	15.0	55.9
鳥 取	217	39.7	28.9	45.1
島 根	316	48.0	28.3	56.4
岡 山	590	31.6	20.6	50.6
広 島	637	23.0	16.0	37.2
山 口	377	28.4	20.7	30.2
徳 島	268	37.3	・	37.3
香 川	277	29.0	17.5	38.0
愛 媛	392	29.5	12.5	40.0
高 知	304	44.4	14.1	70.9
福 岡	1 040	20.4	13.9	28.3
佐 賀	278	34.5	・	34.5
長 崎	357	27.3	16.4	37.9
熊 本	499	28.7	13.3	39.9
大 分	380	33.8	17.0	46.2
宮 崎	344	32.2	16.8	41.4
鹿 児 島	511	32.1	16.1	41.8
沖 縄	396	26.7	17.0	29.3

図1 都道府県別にみた常勤保健師数 (人口10万対)



注: 1) 「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和5年1月1日現在)」により算出した。

健康増進編

1 健康診査

令和4年度に市区町村が実施した健康診査の受診者数は123,861人で、男58,693人、女65,168人となっている(表1)。

検査結果の状況をみると、「糖尿病個別健康教育対象者(ア)」40,951人、「高血圧症個別健康教育対象者(イ)」36,161人などとなっている(表2)。

表1 性別にみた健康診査における受診者数の年次推移

(単位:人)

	平成30年度 (2018)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)
総数	122 577	125 187	114 415	119 621	123 861
男	57 997	59 392	54 351	56 978	58 693
女	64 580	65 795	60 064	62 643	65 168

注:1 老人保健法に基づき市区町村が実施していた基本健康診査は、平成20年度より高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査と、健康増進法に基づき市区町村が実施する健康診査に分かれた。本報告では市区町村が実施した健康診査について計上している。

2 健康診査の受診者数は、「健康診査」、「訪問健康診査」及び「介護家族訪問健康診査」の受診者数の合計である。

表2 性別にみた健康診査における検査結果の状況

(単位:人)

令和4(2022)年度

	受診者数	検査結果								
		血 圧		脂質異常		糖 尿 病		貧 血 (疑いを含む。)	肝 疾 患 (疑いを含む。)	腎機能障害 (疑いを含む。)
		高血圧症 個別健康教育 対象者(ア)	高血圧症 個別健康教育 対象者(イ)	脂質異常症 個別健康教育 対象者(ア)	脂質異常症 個別健康教育 対象者(イ)	糖尿病 個別健康教育 対象者(ア)	糖尿病 個別健康教育 対象者(イ)			
総数	123 861	12 769	36 161	23 450	31 464	40 951	16 676	18 667	18 688	23 156
男	58 693	6 093	18 382	11 689	14 741	18 882	9 447	8 769	11 006	11 026
女	65 168	6 676	17 779	11 761	16 723	22 069	7 229	9 898	7 682	12 130
		受診者数に占める割合(%)								
総数	100.0	10.3	29.2	18.9	25.4	33.1	13.5	15.1	15.1	18.7
男	100.0	10.4	31.3	19.9	25.1	32.2	16.1	14.9	18.8	18.8
女	100.0	10.2	27.3	18.0	25.7	33.9	11.1	15.2	11.8	18.6

注:「個別健康教育対象者(ア)」は、特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の発症予防等のため指導が必要な者を行い、「個別健康教育対象者(イ)」は、特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の重症化予防等のため個別健康教育による指導が有効であると医師が認めた者をいう。

2 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診

令和4年度に市区町村が実施した歯周疾患検診の受診者数は365,481人、骨粗鬆症検診の受診者数は310,373人となっている。

受診者数に占める各指導区分の割合をみると、「要精検者」は歯周疾患検診65.9%、骨粗鬆症検診16.1%となっている。(表3)

令和4年度の市区町村における検診実施率は、歯周疾患検診81.6%、骨粗鬆症検診63.0%となっている(表4)。

表3 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診の実施状況

(単位:人)

令和4(2022)年度

		受診者数 ¹⁾	指 導 区 分					
			要精検者	受診者数に占める割合(%)	要指導者	受診者数に占める割合(%)	異常認めず	受診者数に占める割合(%)
歯周疾患検診	総 数	365 481	241 029	65.9	86 078	23.6	37 980	10.4
	40 歳	77 989	47 382	60.8	21 590	27.7	8 957	11.5
	50 歳	94 029	60 386	64.2	24 053	25.6	9 475	10.1
	60 歳	89 061	60 431	67.9	20 031	22.5	8 501	9.5
	70 歳	104 402	72 830	69.8	20 404	19.5	11 047	10.6
骨粗鬆症検診 ²⁾	総 数	310 373	49 966	16.1	86 128	27.7	173 860	56.0
	40 歳	30 431	766	2.5	3 918	12.9	25 724	84.5
	45 歳	28 231	808	2.9	3 725	13.2	23 678	83.9
	50 歳	45 029	1 894	4.2	7 027	15.6	36 067	80.1
	55 歳	42 571	4 219	9.9	10 684	25.1	27 620	64.9
	60 歳	48 151	8 926	18.5	16 500	34.3	22 631	47.0
	65 歳	50 933	12 840	25.2	19 237	37.8	18 774	36.9
70 歳	65 027	20 513	31.5	25 037	38.5	19 366	29.8	

注: 1) 指導区分の計数が不詳の市区町村があるため、受診者数と指導区分の計が一致しない。

2) 「骨粗鬆症検診」の対象者は女性である。

表4 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診の実施市区町村数及び検診実施率の年次推移

	歯周疾患検診					骨粗鬆症検診 ³⁾				
	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
	(2018)	('19)	('20)	('21)	('22)	(2018)	('19)	('20)	('21)	('22)
実施市区町村数	1 261	1 337	1 307	1 379	1 417	1 087	1 081	1 033	1 069	1 095
検診実施率 ¹⁾ (%)	72.6	77.0	75.2	79.4	81.6	62.6	62.2	59.5	61.5	63.0
全国市区町村数 ²⁾	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737

注: 1) 検診実施率 = (実施市区町村数 / 全国市区町村数) × 100

2) 「全国市区町村数」のうち、高知県安芸郡奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村については、中芸広域連合として数えたものである。

3) 「骨粗鬆症検診」の対象者は女性である。

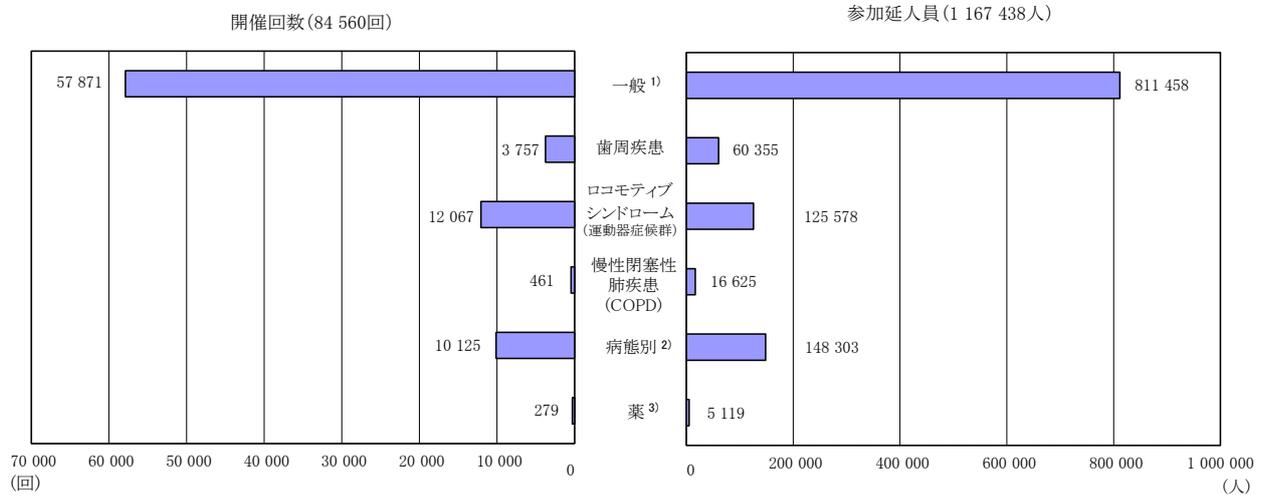
3 健康教育

令和4年度に市区町村が実施した集団健康教育の開催回数は84,560回、参加延人員は1,167,438人となっている。

内容別にみると、開催回数、参加延人員ともに、「一般」が最も多くなっている。(図1)

図1 集団健康教育の実施状況

令和4(2022)年度



注: 1) 「一般」とは、生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活の在り方等健康に必要な事項の教育をいう。

2) 「病態別」とは、肥満、高血圧、心臓病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の形成についての教育をいう。

3) 「薬」とは、薬の保管、適正な服用方法等に関する留意事項、薬の作用・副作用の発現に関する知識の教育をいう。

4 健康相談

令和4年度に市区町村が実施した健康相談の被指導延人員は734,017人であり、そのうち重点健康相談は245,595人となっている。

重点健康相談を内容別にみると、「病態別」が73,812人と最も多くなっている。(表5)

表5 健康相談の年次推移

(単位:人)

		被指導延人員				
		平成30年度 (2018)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)
総	数	1 171 722	1 109 938	601 991	652 087	734 017
重点健康相談	総	424 630	402 721	194 112	207 009	245 595
	高血圧	63 707	63 210	34 597	37 077	43 161
	脂質異常症	21 315	20 441	12 839	13 031	13 429
	糖尿病	34 361	35 868	19 970	19 519	19 133
	歯周疾患	68 835	65 447	20 057	26 242	32 030
	骨粗鬆症	85 777	76 305	30 183	31 927	47 881
	女性の健康	18 390	18 916	12 547	13 010	16 149
	病態別 ¹⁾	132 245	122 534	63 919	66 203	73 812
総合健康相談	747 092	707 217	407 879	445 078	488 422	

注:1) 「病態別」とは、重点健康相談の「高血圧」から「女性の健康」を除く、肥満、心臓病等の病態別に、個人の食生活その他の生活習慣を勘案して行う相談指導等をいう。

5 訪問指導

令和4年度に市区町村が実施した訪問指導の被訪問指導実人員は117,100人となっており、訪問指導の対象者別にみると、「要指導者等」が75,645人(64.6%)と最も多くなっている(表6、図2)。

表6 訪問指導の対象者別にみた被訪問指導実人員の年次推移

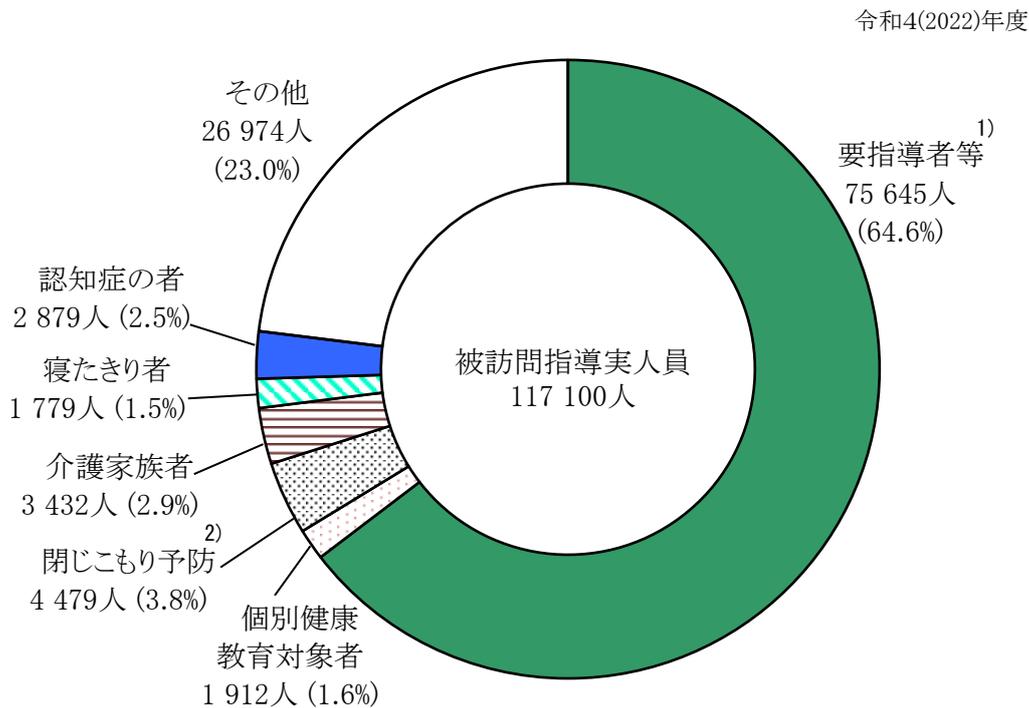
(単位:人)

	平成30年度 (2018)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)
総 数	194 002	178 728	122 853	113 720	117 100
要 指 導 者 等 ¹⁾	118 098	108 128	72 570	71 647	75 645
個別健康教育対象者	2 527	2 433	1 571	1 709	1 912
閉じこもり予防 ²⁾	5 113	5 335	4 649	4 227	4 479
介護家族者	5 111	4 935	4 248	3 727	3 432
寝たきり者	2 138	1 794	1 508	1 481	1 779
認知症の者	4 399	3 659	3 311	3 541	2 879
そ の 他	56 616	52 444	34 996	27 388	26 974

注: 1) 「要指導者等」とは、生活習慣病改善のための指導が必要な者をいう。

2) 「閉じこもり予防」とは、介護予防の観点から支援が必要な者で、健康管理上訪問指導が必要と認められた者をいう。

図2 訪問指導の対象者別にみた被訪問指導実人員



注: 1) 「要指導者等」とは、生活習慣病改善のための指導が必要な者をいう。

2) 「閉じこもり予防」とは、介護予防の観点から支援が必要な者で、健康管理上訪問指導が必要と認められた者をいう。

6 がん検診

(1) がん検診の受診者数及び受診率

令和4年度に市区町村が実施したがん検診の受診率は、「胃がん」6.9%、「肺がん」6.0%、「大腸がん」6.9%、「子宮頸がん」15.8%、「乳がん」16.2%となっている(表7、統計表3)。

表7 がん検診受診者数及び受診率の年次推移

(単位:人)

		平成30年度 (2018)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)
胃がん	受診者数	1 766 448	1 643 782	1 238 125	1 442 990	1 419 841
	受診率 ¹⁾ (%)	8.1	7.8	7.0	6.5	6.9
肺がん	受診者数	3 686 194	3 469 659	2 767 645	3 038 779	2 999 743
	受診率 ¹⁾ (%)	7.1	6.8	5.5	6.0	6.0
大腸がん	受診者数	4 181 664	3 962 860	3 312 944	3 528 729	3 462 736
	受診率 ¹⁾ (%)	8.1	7.7	6.5	7.0	6.9
子宮頸がん	受診者数	3 632 852	3 548 256	3 205 650	3 459 578	3 360 455
	受診率 ¹⁾ (%)	16.0	15.7	15.2	15.4	15.8
乳がん	受診者数	2 412 810	2 344 305	1 947 967	2 209 074	2 128 252
	受診率 ¹⁾ (%)	17.2	17.0	15.6	15.4	16.2

注:「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日健康局長通知別添)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳(「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳)までとした。「受診者数」及び「受診率」については、「IV 用語の解説」27、28頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1)受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

(2) がん検診受診率の状況

令和4年度の市区町村のがん検診受診率の状況をみると、がん検診受診率が「0~10%未満」と低い市区町村数は、「肺がん」が1,006(全国市区町村数に占める割合57.9%)と最も多く、次いで「胃がん」が976(同56.2%)となっている(表8、図3)。

表8 市区町村におけるがん検診受診率の状況

令和4(2022)年度

	全国 ¹⁾ 市区町村数	がん検診受診率別市区町村数					
		0~10%未満	10~20%未満	20~30%未満	30~40%未満	40~50%未満	50%以上
胃がん	1 737	976	611	100	13	3	1
肺がん	1 737	1 006	597	111	15	3	2
大腸がん	1 737	952	669	100	11	1	1
子宮頸がん	1 737	159	927	510	102	13	7
乳がん	1 737	84	766	597	210	46	15

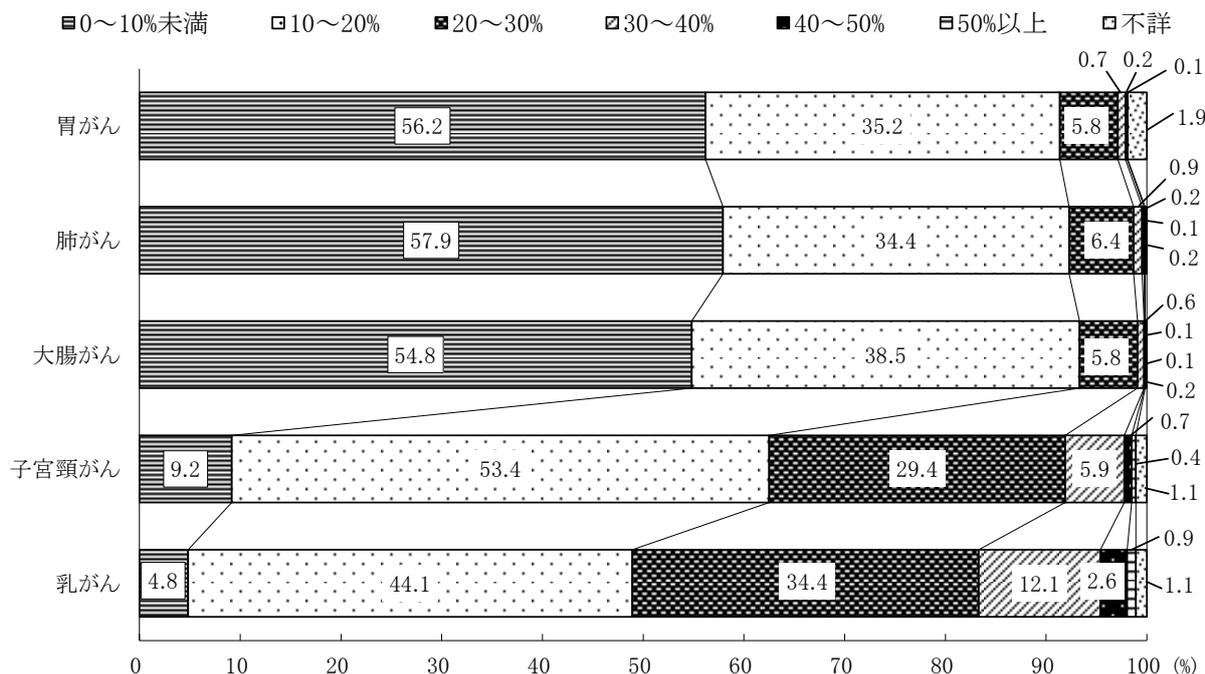
注:「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日健康局長通知別添)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳(「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳)までとした。「受診率」については、「IV 用語の解説」28頁「がん検診受診率」参照。

1)「全国市区町村数」にはがん検診受診率が不詳の市区町村を含む。

なお、「全国市区町村数」のうち、高知県安芸郡奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村については、中芸広域連合として数えたものである。

図3 市区町村におけるがん検診受診率の状況

令和4(2022)年度



注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。「受診率」については、「IV 用語の解説」28頁「がん検診受診率」参照。

(3) 令和3年度がん検診受診者における要精密検査の受診状況

令和3年度に市区町村が実施したがん検診における要精密検査者のうち、がんであった者数のがん検診受診者数に対する割合は、「胃がん」0.10%、「肺がん」0.03%、「大腸がん」0.15%、「子宮頸がん」0.03%、「乳がん」0.33%となっている（表9）。

表9 令和3年度がん検診受診者における要精密検査の受診状況

(単位:人)

令和3(2021)年度

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
がん検診受診者数 ¹⁾	1 441 173	3 051 356	3 536 875	3 453 280	2 222 260
要精密検査者数 ¹⁾	82 736	45 940	192 536	81 468	137 631
精密検査受診率 ²⁾ (%)	84.4	82.5	69.9	77.6	89.9
がん検診受診者数に対する割合 (%)	5.74	1.51	5.44	2.36	6.19
がんであった者数 ¹⁾	1 497	811	5 479	942	7 232
がん検診受診者数に対する割合 (%)	0.10	0.03	0.15	0.03	0.33
要精密検査者数に対する割合 (%)	1.81	1.77	2.85	1.16	5.25
精密検査未受診者数 ¹⁾	4 873	2 768	25 628	5 255	4 016
精密検査未受診率 ²⁾ (%)	5.9	6.0	13.3	6.5	2.9
精密検査未把握者数 ¹⁾	8 005	5 284	32 264	12 998	9 910
精密検査未把握率 ²⁾ (%)	9.7	11.5	16.8	16.0	7.2

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。

1) がん検診受診者数については令和3年度受診者を令和4年度報告で改めて把握したものである。また、令和4年度に精密検査を受診し、結果が判明した者についても含めている。

2) 率の算出に当たっては、「精密検査未受診者数」及び「精密検査未把握者数」の計数が不詳の市区町村を除いた値である。「精密検査受診率」、「精密検査未受診率」及び「精密検査未把握率」については、「IV 用語の解説」28頁参照。

7 肝炎ウイルス検診

令和4年度に市区町村が実施した肝炎ウイルス検診の受診者数は、「B型肝炎ウイルス検診」564,008人、「C型肝炎ウイルス検診」563,260人となっている。

B型肝炎ウイルス検診において「陽性」と判定された者は2,887人、C型肝炎ウイルス検診において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者は950人となっている。(表10)

令和4年度に市町村が実施した肝炎ウイルスに関する健康教育の開催回数は504回、参加延人員は5,743人、健康相談の開催回数は1,448回、参加延人員は5,613人となっている(表11)。

表10 肝炎ウイルス検診の実施状況

(単位:人)

令和4(2022)年度

	B型肝炎ウイルス検診		C型肝炎ウイルス検診	
	受診者数	「陽性」と判定された者	受診者数	「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者
総数	564 008	2 887	563 260	950
40歳	69 116	134	69 088	26
41～44歳	45 997	132	46 031	33
45～49歳	51 296	186	51 341	54
50～54歳	55 967	254	56 018	65
55～59歳	48 320	226	48 338	80
60～64歳	65 747	340	65 709	93
65～69歳	85 288	553	85 026	152
70～74歳	75 347	585	74 948	186
75～79歳	38 217	308	38 107	95
80歳以上	28 713	169	28 654	166

表11 肝炎ウイルスに関する健康教育・健康相談の実施状況の年次推移

		平成30年度 (2018)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)
健康教育	開催回数 (回)	779	727	337	361	504
	参加延人員(人)	36 443	17 340	5 797	5 180	5 743
健康相談	開催回数 (回)	1 833	1 784	1 387	1 307	1 448
	参加延人員(人)	10 355	9 133	6 330	4 847	5 613

Ⅲ 統 計 表

- 統計表 1 都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週（月）数別の状況
- 統計表 2 都道府県別にみた常勤保健師数
- 統計表 3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみた
がん検診の実施状況（3-1、3-2、3-3）

統計表 1 都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週（月）数別の状況

(単位:人)

令和4(2022)年度

	総 数	満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週～分娩まで	分娩後	不詳
		(第3月以内)	(第4～5月)	(第6～7月)	(第8月～分娩まで)		
全 国	790 417	746 355	34 061	4 632	2 580	1 571	1 218
北 海 道	25 690	24 359	955	187	138	30	21
青 森	5 902	5 457	379	30	30	6	-
岩 手	5 700	5 358	271	43	20	8	-
宮 城	12 831	11 919	768	81	46	13	4
秋 田	3 762	3 606	126	17	7	6	-
山 形	5 383	4 902	423	33	17	8	-
福 島	9 389	8 692	537	85	50	21	4
茨 城	16 559	15 707	606	135	70	34	7
栃 木	10 756	10 272	339	80	31	16	18
群 馬	11 113	10 428	551	79	45	10	-
埼 玉	46 241	43 666	1 706	243	130	224	272
千 葉	38 926	36 968	1 484	226	123	88	37
東 京	98 460	93 406	3 464	551	329	294	416
神 奈 川	60 157	57 434	1 829	304	186	295	109
新 潟	11 384	10 877	391	68	43	5	-
富 山	5 934	5 673	231	23	5	2	-
石 川	7 106	6 831	233	26	10	6	-
福 井	4 794	4 555	199	27	6	4	3
山 梨	4 687	4 377	254	34	14	5	3
長 野	11 666	11 140	434	52	26	10	4
岐 阜	11 411	10 673	598	82	51	6	1
静 岡	20 712	19 252	1 206	136	83	22	13
愛 知	53 620	50 937	2 003	289	156	232	3
三 重	10 521	9 822	560	48	28	6	57
滋 賀	10 082	9 717	305	35	16	3	6
京 都	15 197	14 400	541	128	75	4	49
大 阪	60 862	58 219	2 029	338	165	36	75
兵 庫	35 040	33 435	1 291	179	82	46	7
奈 良	7 372	7 077	191	51	31	10	12
和 歌 山	5 184	5 031	117	23	8	2	3
鳥 取	3 440	3 210	204	18	8	-	-
島 根	4 023	3 621	371	16	14	1	-
岡 山	12 596	12 024	477	53	32	7	3
広 島	17 800	17 015	652	78	44	9	2
山 口	7 458	7 161	242	31	21	2	1
徳 島	4 097	3 893	145	23	17	6	13
香 川	5 707	5 343	318	33	10	3	-
愛 媛	7 192	6 548	583	34	14	10	3
高 知	3 615	3 412	168	21	11	2	1
福 岡	35 907	32 860	2 641	222	132	25	27
佐 賀	5 320	4 748	524	30	14	4	-
長 崎	8 049	7 546	433	46	14	9	1
熊 本	11 753	11 100	510	74	56	12	1
大 分	6 623	6 120	433	42	22	4	2
宮 崎	6 788	6 249	448	57	26	6	2
鹿 児 島	10 305	9 504	695	55	40	10	1
沖 縄	13 303	11 811	1 196	166	84	9	37

統計表 2 都道府県別にみた常勤保健師数

令和4(2022)年度末現在

	常勤保健師数(人)			常勤保健師数(人口10万対)			人口(人) ¹⁾		
	総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外	総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外	総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外
全 国	28 560	8 870	19 690	22.8	14.5	30.6	125 416 877	61 145 448	64 271 429
北 海 道	1 613	302	1 311	31.4	11.5	52.4	5 139 913	2 636 677	2 503 236
青 森	439	97	342	35.8	19.7	46.7	1 225 497	492 773	732 724
岩 手	433	46	387	36.4	16.3	42.7	1 189 670	282 960	906 710
宮 城	634	171	463	28.1	16.0	38.9	2 257 472	1 067 486	1 189 986
秋 田	340	53	287	36.1	17.6	44.8	941 021	300 470	640 551
山 形	365	39	326	35.0	16.2	40.7	1 042 396	240 441	801 955
福 島	643	180	463	35.4	20.0	50.4	1 818 581	899 120	919 461
茨 城	618	34	584	21.5	12.6	22.4	2 879 808	270 010	2 609 798
栃 木	469	82	387	24.3	15.8	27.4	1 929 434	517 497	1 411 937
群 馬	497	137	360	25.7	19.5	29.3	1 930 976	701 085	1 229 891
埼 玉	1 185	354	831	16.1	13.4	17.5	7 381 035	2 641 097	4 739 938
千 葉	1 090	262	828	17.3	12.7	19.5	6 310 075	2 057 786	4 252 289
東 京	1 857	1 344	513	13.4	12.7	15.6	13 841 665	10 562 187	3 279 478
神 奈 川	1 202	806	396	13.0	11.4	18.5	9 212 003	7 076 557	2 135 446
新 潟	717	144	573	33.1	18.6	41.2	2 163 908	773 914	1 389 994
富 山	314	90	224	30.5	22.0	36.2	1 028 440	409 075	619 365
石 川	299	69	230	26.8	15.4	34.3	1 117 303	447 181	670 122
福 井	197	36	161	25.9	14.0	32.1	759 777	257 941	501 836
山 梨	304	40	264	37.4	21.5	42.2	812 615	186 393	626 222
長 野	777	133	644	38.0	22.0	44.8	2 043 798	605 232	1 438 566
岐 阜	563	85	478	28.4	21.1	30.3	1 982 294	402 400	1 579 894
静 岡	778	244	534	21.4	16.5	24.8	3 633 773	1 476 443	2 157 330
愛 知	1 280	480	800	17.0	12.5	21.8	7 512 703	3 847 670	3 665 033
三 重	401	37	364	22.6	11.9	24.9	1 772 427	309 719	1 462 708
滋 賀	371	54	317	26.2	15.7	29.6	1 413 989	344 552	1 069 437
京 都	695	297	398	27.8	21.4	35.7	2 501 269	1 385 190	1 116 079
大 阪	1 451	840	611	16.5	13.8	22.5	8 784 421	6 066 487	2 717 934
兵 庫	1 120	545	575	20.5	16.6	26.5	5 459 867	3 286 471	2 173 396
奈 良	355	41	314	26.8	11.7	32.2	1 325 385	351 418	973 967
和 歌 山	370	54	316	40.0	15.0	55.9	924 469	359 654	564 815
鳥 取	217	53	164	39.7	28.9	45.1	546 558	183 269	363 289
島 根	316	56	260	48.0	28.3	56.4	658 809	197 843	460 966
岡 山	590	243	347	31.6	20.6	50.6	1 865 478	1 179 819	685 659
広 島	637	296	341	23.0	16.0	37.2	2 770 623	1 854 656	915 967
山 口	377	52	325	28.4	20.7	30.2	1 326 218	250 645	1 075 573
徳 島	268	・	268	37.3	・	37.3	718 879	・	718 879
香 川	277	74	203	29.0	17.5	38.0	956 787	422 424	534 363
愛 媛	392	63	329	29.5	12.5	40.0	1 327 185	503 865	823 320
高 知	304	45	259	44.4	14.1	70.9	684 964	319 724	365 240
福 岡	1 040	392	648	20.4	13.9	28.3	5 104 921	2 813 177	2 291 744
佐 賀	278	・	278	34.5	・	34.5	806 877	・	806 877
長 崎	357	105	252	27.3	16.4	37.9	1 306 060	641 668	664 392
熊 本	499	97	402	28.7	13.3	39.9	1 737 946	731 476	1 006 470
大 分	380	81	299	33.8	17.0	46.2	1 123 525	476 556	646 969
宮 崎	344	67	277	32.2	16.8	41.4	1 068 838	399 576	669 262
鹿 児 島	511	96	415	32.1	16.1	41.8	1 591 699	597 834	993 865
沖 縄	396	54	342	26.7	17.0	29.3	1 485 526	317 030	1 168 496

注：1)人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和5年1月1日現在)」である。

統計表3 都道府県－指定都市・特別区－中核市－その他政令市別にみたがん検診の実施状況（3－1）

令和4(2022)年度

			受診者数(人)					受診率(%) ¹⁾				
			胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
全	国		1 419 841	2 999 743	3 462 736	3 360 455	2 128 252	6.9	6.0	6.9	15.8	16.2
北	海	道	46 582	88 993	103 619	141 074	81 857	5.0	4.2	4.9	17.0	14.4
青		森	31 568	44 733	59 053	35 032	25 217	12.8	8.7	11.5	18.2	19.3
岩		手	27 934	51 602	52 587	33 907	29 033	11.9	10.7	11.0	17.7	23.6
宮		城	48 579	94 654	102 857	99 905	58 473	11.7	10.4	11.3	21.7	25.4
秋		田	15 700	26 413	37 819	18 846	16 373	8.1	6.7	9.6	12.7	15.3
山		形	31 574	61 375	59 334	35 316	28 171	15.0	14.7	14.2	18.3	22.4
福		島	40 357	78 429	72 623	47 526	35 487	12.8	10.5	9.8	16.8	18.9
茨		城	25 969	84 139	77 309	80 243	44 524	5.2	7.3	6.7	13.7	15.7
栃		木	36 029	74 780	79 625	64 081	52 576	9.8	9.5	10.1	18.5	20.6
群		馬	31 307	60 516	60 978	63 017	35 821	10.4	7.8	7.9	18.8	19.6
埼		玉	83 896	167 790	198 162	177 082	108 678	6.9	5.6	6.6	14.0	14.3
千		葉	63 752	188 239	189 411	195 781	138 461	6.2	7.4	7.5	17.5	19.6
東		京	134 752	258 262	422 743	344 280	229 369	6.8	4.5	7.5	14.7	16.7
神	奈	川	67 640	167 227	184 980	236 965	108 848	4.9	4.5	4.9	15.4	11.7
新		潟	39 491	68 107	77 306	45 923	41 138	10.0	7.8	8.9	14.7	19.1
富		山	14 329	27 598	25 587	24 029	16 933	8.7	6.8	6.3	14.3	14.3
石		川	20 093	31 032	32 130	28 927	20 023	10.6	7.1	7.3	16.4	17.7
福		井	7 305	17 834	19 429	23 493	14 073	7.1	6.0	6.5	19.9	19.7
山		梨	18 027	47 125	43 030	24 629	21 797	10.5	14.4	13.1	19.2	22.6
長		野	18 838	27 242	57 247	56 131	30 887	5.3	3.4	7.1	15.6	14.9
岐		阜	24 527	46 023	53 895	53 831	42 459	7.3	5.9	6.9	16.0	19.4
静		岡	52 024	109 720	113 176	107 369	62 975	8.0	7.5	7.8	17.7	18.0
愛		知	92 967	202 559	210 521	215 059	122 073	7.6	6.9	7.1	17.2	15.3
三		重	27 131	47 428	54 367	63 364	36 430	8.7	6.8	7.7	18.5	17.1
滋		賀	8 684	20 642	27 299	34 394	20 110	3.9	3.7	4.9	16.5	15.3
京		都	11 814	29 315	40 069	46 045	30 871	4.8	3.0	4.1	11.7	19.3
大		阪	57 344	166 192	178 452	229 914	122 162	4.3	4.8	5.1	16.2	13.9
兵		庫	34 826	91 471	126 891	99 765	80 548	3.8	4.2	5.8	11.2	14.3
奈		良	10 743	16 628	32 821	26 100	19 831	4.8	3.1	6.2	13.0	14.7
和	歌	山	14 161	31 765	32 315	27 771	17 193	10.5	8.6	8.8	19.1	17.4
鳥		取	17 757	20 974	23 396	23 933	11 710	17.7	9.8	11.0	22.1	22.1
島		根	5 122	8 750	19 726	15 083	11 670	5.1	3.5	7.9	16.3	18.8
岡		山	14 296	45 165	41 981	49 820	40 456	5.7	6.3	5.9	14.1	18.1
広		島	30 655	59 403	65 117	68 903	39 484	6.9	5.5	6.0	13.7	12.8
山		口	9 443	19 800	22 893	32 835	17 280	4.9	3.9	4.5	17.0	13.8
徳		島	6 016	10 273	12 987	17 377	9 283	4.8	3.6	4.5	16.2	12.4
香		川	12 928	26 147	33 505	26 307	21 260	8.2	7.0	9.0	18.5	22.1
愛		媛	15 542	28 625	34 684	26 048	22 178	6.5	5.5	6.6	11.9	14.6
高		知	8 633	19 149	18 701	10 949	10 206	6.8	7.1	7.0	11.3	14.7
福		岡	48 395	77 574	96 534	125 804	71 873	6.3	3.9	4.9	14.9	13.3
佐		賀	8 963	20 075	21 643	29 578	15 976	6.6	6.4	6.9	21.0	17.1
長		崎	21 624	40 109	37 142	36 826	20 392	9.4	7.8	7.2	18.0	14.1
熊		本	25 174	55 009	60 212	59 451	43 287	8.3	8.2	9.0	20.0	20.0
大		分	12 578	33 402	30 009	31 368	22 026	6.5	7.7	6.9	16.7	17.4
宮		崎	8 250	18 305	31 934	30 660	15 930	4.8	4.4	7.6	17.8	14.5
鹿	児	島	19 487	47 228	48 426	64 169	44 014	6.7	7.6	7.8	19.9	20.8
沖		縄	17 035	41 922	38 211	31 545	18 836	7.2	7.3	6.6	13.2	12.5

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。

「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」27、28頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1) 受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。なお、受診率が不詳の市区町村については、算出に用いる「当該年度の対象者数」、「当該年度の受診者数」、「前年度の受診者数」及び「2年連続の受診者数」のいずれかが不詳の場合である。

統計表3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況（3-2）

令和4(2022)年度

	受診者数（人）					受診率（%） ¹⁾				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
指定都市・特別区（再掲）										
東京都区部	107 254	212 227	300 369	263 432	167 072	8.0	5.4	7.8	15.9	17.6
札幌市	8 573	16 483	26 223	75 909	29 303	2.9	2.0	3.2	21.6	12.9
仙台市	13 845	25 360	30 502	28 485	20 724	8.5	5.9	7.1	15.8	20.1
さいたま市	31 829	43 592	41 612	34 096	18 848	13.4	8.1	7.8	15.1	14.1
千葉市	12 207	31 050	28 633	23 275	15 955	8.0	7.8	7.2	16.0	17.1
横浜市	16 928	46 031	65 631	97 006	35 214	3.5	3.0	4.3	16.7	10.0
川崎市	14 595	29 013	26 973	37 719	17 628	7.2	4.7	4.4	15.3	12.3
相模原市	9 730	16 538	16 919	24 201	10 851	7.5	5.6	5.7	16.0	15.3
新潟市	13 853	12 906	23 908	16 009	11 603	11.1	4.1	7.6	13.5	14.1
静岡市	6 539	14 350	17 708	16 727	8 378	5.1	5.3	6.5	17.0	12.9
浜松市	13 767	25 114	23 763	19 683	10 570	9.6	7.9	7.5	13.0	13.8
名古屋	26 251	56 380	67 975	88 347	44 350	6.9	6.2	7.5	24.3	19.3
京都市	2 323	8 042	9 685	17 908	9 768	…	1.5	1.8	8.1	…
大阪市	10 214	28 342	32 789	52 775	23 798	2.6	2.7	3.1	11.8	9.1
堺市	4 993	13 861	16 934	22 049	11 655	5.1	4.3	5.2	17.7	15.1
神戸市	8 876	14 744	42 823	26 349	22 403	3.9	2.4	7.1	10.6	14.0
岡山市	4 812	17 734	14 533	14 489	10 553	5.5	6.5	5.3	11.1	15.5
広島市	12 605	29 198	27 289	27 845	17 411	7.2	6.2	5.8	11.6	12.4
北九州市	4 838	4 843	10 166	23 332	11 282	3.6	1.4	2.8	14.4	12.3
福岡市	13 672	11 568	22 463	47 751	17 775	6.4	1.9	3.7	18.4	11.1
熊本	4 517	7 298	11 367	23 397	11 420	4.1	2.6	4.0	21.1	15.2
中核市（再掲）										
旭川市	2 657	4 532	6 710	9 693	6 325	4.5	3.4	5.1	19.5	18.0
函館市	1 407	3 966	3 793	4 837	3 235	2.9	3.9	3.7	12.9	11.6
青森市	3 703	4 339	9 061	4 474	3 882	7.2	3.7	7.8	10.6	12.5
八戸市	4 830	6 588	6 964	7 555	3 926	10.5	7.2	7.6	17.6	16.1
盛岡市	3 906	8 427	5 662	8 368	5 100	7.7	7.4	5.0	12.8	15.4
秋田市	1 811	2 316	6 199	5 349	3 209	3.4	1.9	5.0	11.3	10.1
山形市	5 274	9 779	9 486	3 853	3 427	11.6	10.2	9.9	10.6	14.1
郡山市	8 422	11 706	11 679	7 836	5 262	13.7	8.9	8.9	15.9	14.9
いわき市	3 211	8 418	7 795	5 427	3 774	8.6	6.6	6.1	11.6	11.9
福島市	7 670	10 816	10 777	5 995	4 881	14.9	9.9	9.9	14.5	17.6
水戸市	1 520	5 798	5 393	2 252	2 389	4.5	5.5	5.1	6.5	8.7
宇都宮市	9 224	16 278	16 637	18 035	6 035	10.1	7.7	7.9	17.7	12.5
前橋市	6 992	14 595	13 544	9 388	6 498	18.5	11.1	10.3	22.7	24.2
高崎市	2 823	9 066	8 380	13 342	5 343	5.2	6.2	5.7	17.6	15.2
川越市	2 969	1 355	7 809	4 112	4 423	5.2	1.0	5.6	7.6	12.5
越谷市	4 042	5 996	6 715	8 826	4 547	6.4	4.3	4.8	12.4	13.4
川口市	4 310	12 655	15 869	24 482	8 632	5.3	5.2	6.5	19.5	14.9
船橋市	3 564	23 539	22 743	20 550	13 002	…	9.1	8.8	21.3	22.1
柏市	2 434	5 418	6 466	7 927	11 604	4.3	3.2	3.8	13.6	20.7
八王子市	5 501	12 448	19 112	14 042	10 461	6.9	5.5	8.4	13.8	17.2
横須賀市	-	8 437	7 634	12 701	3 644	-	5.5	4.9	18.1	9.8
富山市	4 750	9 379	9 027	5 993	4 369	7.7	5.8	5.5	9.7	11.0
金沢市	9 501	12 912	11 260	7 507	6 604	12.3	7.3	6.3	11.7	15.3
福井市	1 823	4 864	5 710	9 247	5 335	5.5	4.8	5.6	…	21.2
甲府市	3 182	7 188	6 109	5 293	3 807	9.4	9.7	8.3	14.2	16.8

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。

「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」27、28頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1) 受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。なお、受診率が不詳の市区町村については、算出に用いる「当該年度の対象者数」、「当該年度の受診者数」、「前年度の受診者数」及び「2年連続の受診者数」のいずれかが不詳の場合である。

統計表3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況（3-3）

令和4(2022)年度

	受診者数（人）					受診率（%） ¹⁾				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
長野市	1 144	2 766	5 799	8 711	2 415	2.1	1.9	3.9	11.9	6.7
松本市	1 151	3 572	6 037	8 662	1 737	2.9	3.8	6.5	18.4	12.4
岐阜市	1 532	3 546	4 945	11 304	5 166	3.0	2.2	3.1	16.0	12.0
豊橋市	2 691	9 667	9 017	6 244	3 668	5.7	6.5	6.1	10.9	9.5
豊田市	6 052	6 424	10 042	5 678	3 447	9.3	3.9	6.2	9.8	8.8
岡崎市	6 991	11 207	13 592	6 597	4 953	10.1	7.3	8.9	11.9	13.9
一宮市	4 258	15 893	11 051	10 270	4 336	6.6	10.4	7.2	13.7	11.7
大津市	1 174	7 511	7 702	11 056	4 235	2.0	5.4	5.6	19.5	12.7
高槻市	3 808	14 569	11 294	12 776	5 786	8.0	10.6	8.2	24.7	17.0
東大阪市	4 973	10 179	10 604	11 636	7 036	6.4	5.3	5.5	15.5	14.5
豊中市	3 121	5 583	9 155	13 186	5 469	5.5	3.4	5.6	20.1	12.8
枚方市	2 324	9 250	10 481	13 174	5 214	3.5	5.8	6.6	17.4	12.6
八尾市	2 662	5 959	7 183	8 530	4 978	6.2	5.7	6.9	21.4	19.5
寝屋川市	1 546	3 356	3 646	4 383	3 127	4.2	3.7	4.0	13.4	14.1
吹田市	1 761	8 897	9 427	10 132	6 918	3.4	6.0	6.4	16.5	17.8
姫路市	2 441	4 169	5 351	10 966	11 353	3.2	2.0	2.6	14.5	22.2
西宮市	2 279	3 539	5 002	5 945	5 339	2.8	1.8	2.5	7.4	10.2
尼崎市	1 546	4 780	6 988	4 285	4 204	2.4	2.6	3.8	6.1	9.5
明石市	-	3 034	5 204	4 768	3 494	-	2.6	4.4	10.6	11.7
奈良市	2 026	1 166	11 376	8 561	5 915	3.8	0.8	8.1	16.0	15.8
和歌山市	1 639	4 734	4 909	7 970	4 839	3.3	3.3	3.5	13.9	12.5
鳥取市	6 231	7 573	8 164	8 536	4 201	18.4	10.4	11.2	23.0	20.9
松江市	2 084	2 689	4 946	5 987	3 191	8.2	3.5	6.5	19.7	17.7
倉敷市	3 153	11 025	11 082	18 025	14 913	6.3	6.1	6.2	19.1	23.7
福山市	3 609	7 722	9 449	9 067	3 492	4.9	4.3	5.3	10.3	7.8
呉市	973	2 397	2 920	8 570	3 208	3.0	3.0	3.6	22.5	11.9
下関市	706	1 170	2 674	8 845	2 696	2.1	1.2	2.8	19.7	10.6
高松市	3 480	7 042	12 151	12 023	9 401	5.3	4.2	7.3	18.8	21.6
松山市	4 609	10 754	10 780	10 350	7 045	5.3	5.3	5.3	13.0	12.6
高知市	2 746	4 309	6 951	5 294	5 021	4.7	3.3	5.3	10.6	14.6
久留米市	1 964	9 432	8 426	8 379	5 386	5.0	8.0	7.2	20.4	17.2
長崎市	4 577	7 373	5 773	9 381	3 879	5.5	4.6	3.6	15.3	9.3
佐世保市	4 846	7 651	7 273	8 950	4 768	12.5	8.4	8.0	21.7	15.4
大分市	3 288	10 941	9 769	10 791	8 240	4.2	5.8	5.2	14.9	16.3
宮崎市	2 401	7 956	10 762	16 001	5 550	4.3	5.0	6.7	22.0	13.5
鹿児島市	3 622	9 932	9 871	21 862	10 827	4.0	4.2	4.1	18.0	14.9
那覇市	3 516	7 447	8 088	4 954	2 530	6.6	5.8	6.3	10.2	7.8
その他政令市（再掲）										
小樽市	387	484	1 155	1 468	931	1.9	1.1	2.6	9.9	8.9
町田市	-	889	8 733	8 965	6 370	-	0.5	4.9	13.3	15.3
藤沢市	4 905	13 431	12 533	9 503	8 246	7.3	7.3	6.8	13.7	17.2
茅ヶ崎市	2 459	7 308	7 267	3 691	2 669	5.9	7.1	7.1	9.5	10.1
四日市市	4 396	6 395	8 055	10 448	5 712	9.4	5.2	6.5	18.2	17.9

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。

「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」27、28頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1) 受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。なお、受診率が不詳の市区町村については、算出に用いる「当該年度の対象者数」、「当該年度の受診者数」、「前年度の受診者数」及び「2年連続の受診者数」のいずれかが不詳の場合である。

IV 用語の解説

地域保健編

「妊婦」

妊娠中の女性をいう。

「産婦」

分娩後1年以内の女性をいう。

「乳児」

満1歳未満の者をいう。

「幼児」

満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

「新生児」

生後28日未満の乳児をいう。

「未熟児」

身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

「デイ・ケア」

医学的な管理のもとに行う、作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導等をいう。

「ひきこもり」

本報告では、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態にある7歳から49歳までの者をいう。

「沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（DPT）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド（DT）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われ、第2期は、11歳に達した時から12歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

「不活化ポリオワクチン（IPV）」

初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、20日以上の間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（DPT-IPV）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「日本脳炎ワクチン」

第1期の初回接種は、3歳に達した時から4歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に、4歳に達した時から5歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

第2期は、9歳に達した時から10歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

平成17年5月30日から平成22年3月31日までの積極的な勧奨の差し控えにより第1期、第2期の接種が行われていない可能性がある者については特例対象者として予防接種が行われている。

令和4年度に18歳となる者（平成16年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者）については、第2期の接種が十分に行われていないことから、令和4年度に積極的な勧奨が行われた。

「ヒブワクチン」

標準的には、初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者について、初回接種は27日以上、標準的には27日から56日までの間隔において3回、追加接種については初回接種終了後7月以上、標準的には7月から13月までの間隔において1回行われる。

「小児用肺炎球菌ワクチン」

標準的には、初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者について、生後12月までに27日以上の間隔において3回、追加接種については生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後であって、生後12月に至った日以降において1回行われる。

「ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン」（女性のみ対象）

（令和2年度報告より「子宮頸がん予防ワクチン」から名称変更した。）

組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、1月の間隔において2回行った後、1回目の接種から6月の間隔において1回行われる。

組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、2月の間隔において2回行った後、1回目の接種から6月の間隔において1回行われる。

平成25年6月から積極的な勧奨が一時的に差し控えられていたが、令和3年11月に積極的な勧奨を差し控えている状態を終了させることが妥当とされ、基本的に令和4年4月から個別の勧奨を順次行うこととなった。なお、令和2年10月から接種対象者等へのHPVワクチンに関する情報提供資料の個別送付が開始された。

「水痘ワクチン」

生後12月から生後36月に至るまでの間にある者に対し、生後12月から生後15月に達するまでの期間を1回目の接種の標準的な接種期間として、3月以上、標準的には6月から12月までの間隔において2回行われる。

「B型肝炎ワクチン」

生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間を標準的な接種期間として、27日以上の間隔において2回、第1回目の注射から139日以上の間隔において1回行われる。

「ロタウイルスワクチン」

経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合は27日以上の間隔において2回、五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合は27日以上の間隔において3回、初回接種については、生後2月に至った日から出生14週6日後までの間を標準的な接種期間として行われる。

なお、令和2年10月から定期接種化された。

「麻しん・風しんワクチン」

第1期は、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者に対し1回、第2期は5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの（小学校就学前の1年間にある者）に対して1回行われる。

「BCGワクチン」

生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

「インフルエンザワクチン」

65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者に1回行われる。60歳以上65歳未満の者については、心臓、じん臓又は呼吸器の機能等に障害を有する者を対象とする。

「成人用肺炎球菌ワクチン」

65歳の者及び60歳以上65歳未満の者に1回行われる。60歳以上65歳未満の者については、心臓、じん臓又は呼吸器の機能等に障害を有する者を対象とする。

なお、令和6年3月31日までの間は、「65歳の者」の対象者については、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者が定期接種の対象となる。また、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、平成31年3月31日において100歳以上の者も定期接種の対象となる。

健康増進編

平成20年度の老人保健法の改正により、これまで市区町村が担ってきた老人保健事業のうち、医療保険者に義務づけられない事業は、市区町村が健康増進法に基づき実施することとなった。

健康増進事業の対象者は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者（職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる場合を除く。）をいう。

なお、介護保険法の改正に伴う地域支援事業の創設（平成18年4月1日施行）により、65歳以上の「健康教育」、「健康相談」、「訪問指導」、「介護家族健康教育」及び「介護家族健康相談」は、地域支援事業で実施のため、平成18年度より対象者を変更した。

「健康診査」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳以上74歳以下の特定健康診査非対象者及び75歳以上の生活保護世帯に属する者等を対象として行う生活習慣病予防に着目した健康診査をいう。

「歯周疾患検診」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳、50歳、60歳及び70歳の者を対象として行う問診及び歯周組織検査をいう。

「骨粗鬆症検診」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性を対象として行う問診及び骨量測定をいう。

「健康教育」

健康教育は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識を普及啓発するために行われる指導及び教育をいう。

「健康相談」

健康相談は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、心身の健康に関し、相談に応じて行われる指導及び助言をいう。

「重点健康相談」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、心身の健康に関し、重点課題とされる「高血圧」、「脂質異常症」、「糖尿病」、「歯周疾患」、「骨粗鬆症」、「女性の健康」及び「病態別」のうち、市区町村が地域の実情等を勘案し、課題を選定し医師、歯科医師、保健師等を担当者として行う、健康に関する指導及び助言をいう。

「総合健康相談」

対象者の心身の健康に関する一般的事項について、総合的な指導・助言を行うことを主たる目的とする相談をいう。

「訪問指導」

訪問指導は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者について、保健師その他の者を訪問させて行われる指導をいう。

「がん検診」

がん検診は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(健発第0331058号平成20年3月31日健康局長通知別添)」(以下、「指針」という。)に基づき実施されている。

平成28年2月に「指針」の改正が行われ、胃がん検診及び乳がん検診について、検診方法、受診対象、受診間隔等に変更があった。

健康増進法に基づくがん検診の対象年齢は、上限の年齢制限を設けず、ある一定年齢以上の者としているが、受診率の算定にあたっては、「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)及び「指針」に基づき、40～69歳(胃がん検診は平成28年度以降50歳～69歳、子宮頸がんは20～69歳)を対象として算出している。

・胃がん検診

受診対象 50歳以上の男女

(ただし、胃部エックス線検査は40歳以上の者を対象としても差し支えない。)

受診間隔 平成28年度以降2年に1度

(ただし、胃部エックス線検査は年1回実施しても差し支えない。)

問診及び胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成28年度以降 「50歳以上69歳までの胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査受診者」

・肺がん検診

受診対象 40歳以上の男女(喀痰細胞診は50歳以上)

問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成20年度以降 「胸部エックス線検査受診者」

・大腸がん検診

受診対象 40歳以上の男女

問診及び便潜血検査

・子宮頸がん検診(平成24年度までは「子宮がん検診」として報告されている。)

受診対象 平成16年度以降20歳以上の女

受診間隔 平成16年度以降2年に1度

問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコープ検査

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成17年度以降 「頸部細胞診受診者」

・乳がん検診

受診対象 平成16年度以降40歳以上の女

受診間隔 平成16年度以降2年に1度

問診及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ)

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 28 年度以降 「マンモグラフィ受診者」

「がん検診受診率」 (令和 4 年度)

※40～69 歳 (胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳) を対象として算定

- ・肺がん及び大腸がん

$$\text{受診率} = (\text{受診者数} / \text{対象者数}) \times 100$$

- ・胃がん、子宮頸がん及び乳がん (平成 18 年度「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正に伴い、平成 17 年度から受診率の算出方法を変更している。)

$$\text{受診率} = (\text{前年度の受診者数} + \text{当該年度の受診者数} - 2 \text{年連続の受診者数}) / (\text{当該年度の対象者数}) \times 100$$

「精密検査受診率」 (令和 3 年度)

※40～69 歳 (胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳) を対象として算定

$$\text{精密検査受診率} = (\text{要精密検査者数} - \text{精密検査未受診者数} - \text{精密検査未把握者数}) / \text{要精密検査者数} \times 100$$

「精密検査未受診率」 (令和 3 年度)

※40～69 歳 (胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳) を対象として算定

$$\text{精密検査未受診率} = \text{精密検査未受診者数} / \text{要精密検査者数} \times 100$$

「精密検査未把握率」 (令和 3 年度)

※40～69 歳 (胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳) を対象として算定

$$\text{精密検査未把握率} = \text{精密検査未把握者数} / \text{要精密検査者数} \times 100$$

「肝炎ウイルス検診」

肝炎ウイルス検診は、当該市区町村の区域内に居住地を有する当該年度に満 40 歳となる者及び満 41 歳以上となる者であって、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない希望者を対象とした B 型肝炎ウイルス検査及び C 型肝炎ウイルス検査をいう。